

令和6年2月犬山市議会定例議会会議録

第2号 2月28日（水曜日）

◎議事日程 第2号 令和6年2月28日午前10時開議

第1 第11号議案及び第34号議案から第41号議案まで

（議案質疑、委員会付託、委員長報告、同報告に対する質疑、討論、採決）

- 第1類 第11号議案
- 第2類 第34号議案及び第41号議案
- 第3類 第35号議案から第40号議案まで

◎本日の会議に付した案件

日程第1 第11号議案及び第34号議案から第41号議案まで

（議案質疑、委員会付託、委員長報告、同報告に対する質疑、討論、採決）

◎出席議員（18名）

1番	丸山幸治君	10番	玉置幸哉君
2番	ヒ・アンキ恵子君	11番	岡 覚君
3番	増田修治君	12番	岡村千里君
4番	光清毅君	13番	鈴木伸太郎君
5番	小川隆広君	14番	沼靖子君
6番	島田亜紀君	15番	久世高裕君
7番	諏訪毅君	16番	柴山一生君
8番	小川清美君	17番	柴田浩行君
9番	畑竜介君	18番	大沢秀教君

◎欠席議員（なし）

◎職務のため出席した事務局職員の職・氏名

事務局長兼議事課長	新原達也君	議事課長補佐	大鹿真君
主査補	高橋万祐子君		

◎説明のため出席した者の職・氏名

市長	原欣伸君	副市長	永井恵三君
教育長	滝誠君	経営部長	井出修平君
市民部長兼防災監	武内雅洋君	健康福祉部長	高木衛君
都市整備部長	森川圭二君	都市整備部次長	丸井良修君
経済環境部長	中村達司君	教育部長	長谷川敦君

子ども・子育て監	小 幡 千 尋 君	消 防 長	大 澤 満 君
企画広報課長	古 田 隆 行 君	経営改善課長	兼 松 光 春 君
総 務 課 長	舟 橋 正 人 君	情報政策課長	上 原 敬 正 君
地域協働課長	中 村 亘 君	防災交通課長	伊 藤 修 君
市 民 課 長	吉 田 高 弘 君	税 務 課 長	百 武 俊 一 君
収 納 課 長	浅 井 徳 夫 君	福 祉 課 長	山 本 直 美 君
福祉課主幹	奥 谷 雪 江 君	高齢者支援課長	前 田 敦 君
保険年金課長	舟 橋 きよみ 君	健康推進課長	西 村 岳 之 君
整 備 課 長	高 橋 秀 成 君	土木管理課長	吉 田 昌 義 君
水 道 課 長	五十嵐 康 君	下 水 道 課 長	梅 村 幸 男 君
環 境 課 長	小笠原 健 一 君	産 業 課 長	山 崎 直 人 君
観 光 課 長	小 池 信 和 君	学校教育課長	大 黒 澄 子 君
学校教育教育課主幹	高 木 順 二 君	子ども未来課長	上 原 眞由美 君
子ども未来課主幹	伊 藤 真 弓 君	子ども未来課主幹	中 村 美 和 君
文化スポーツ課長	坂 野 隆 幸 君	歴史まちづくり課長	加 藤 憲 夫 君
消防本部消防次長	水 野 明 雄 君	消防総務課長	村 山 弘 泰 君
出納室長兼会計課長	諫 山 知 真 君		

午前10時00分 開議

◎議長（柴田浩行君） ただいまの出席議員は、18名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

議事日程に従いまして、会議を進めます。

日程第1 第11号議案及び第34号議案から第41号議案まで

◎議長（柴田浩行君） 日程第1、第11号議案及び第34号議案から第41号議案までを議題といたします。

お諮りいたします。

第11号議案及び第34号議案から第41号議案までを一括議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（柴田浩行君） 異議なしと認め、さよう決しました。

これより議案質疑に入りますが、審議の都合上、配付いたしました議事日程に記載のとおり、これを3つに分類し、質疑を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（柴田浩行君） 異議なしと認め、さよう決しました。

最初に、第1類、第11号議案に対する質疑を行います。

ご発言を求めます。

12番 岡村千里議員。

◎ 12 番（岡村千里君） 12番の岡村千里です。私からは第11号議案、犬山市手数料条例の一部改正について質疑させていただきます。

全員協議会資料の14ページを参照しながら行いたいと思います。

これは国の政令の改正に伴って一部を改正するものなので、全国一斉にこれをやられるんだなということは理解しております。それで、これまで戸籍謄本とかは、紙ベースでやっていてということですが、それをオンライン化するという話だということも分かるんですけども、内容として3点挙げられておりますが、これを戸籍謄本等の広域交付の開始に伴う事務の追加ですとか、あと、②番のところでは、戸籍電子証明書提供用識別符号という言葉が出てきております。そういったものは除籍電子のほうも同じように符号ということができてるんですが、そういったものはどういうことなのか。その発行の開始に伴う手数料ということが出てきています。そういったことも詳しく説明していただきたいと思います。

また、3番のところでは、データとして送るのだろうなということは分かるんですけども、内容について分かりにくい部分もありますので、これまでとどう変わるのかというところを中心に、内容について詳細をお示してください。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君） それでは、岡村議員の質疑にお答えをします。

改正のポイントは3点あります。

1つ目が、今まで、戸籍謄本は本籍地でしか取れませんでした。これからは本籍地以外の市区町村でも取れるようになり、それに伴い、広域交付の事務が追加されます。

2つ目は、例えばパスポートなどの発券申請に当たり、戸籍証明書などの添付が不要となり、オンライン上で手続きが完了できるようになります。そこで必要となるものが、数字16桁の戸籍証明書を識別する符号となります。

3つ目は、届出書、申請書の受理証明書を発行する際、今までは原本を紙でコピーをして、それに原本証明をして渡していましたが、今後は、届出書、申請書をスキャンした画像情報により提供することとなり、これに伴う取扱い事務を追加するものです。

改正内容は以上です。

◎議長（柴田浩行君） 岡村議員。

◎ 12 番（岡村千里君） ありがとうございます。再質疑をさせていただきます。

下のその他のところに2点あるんですけども、1点目の戸籍謄本等の電子化についてということで、最後のところに、「本人から電子化の同意を得られていないもの」とありますが、この戸籍に関する電子化というのは、これまでどういう形で行ってきたのか。それで本人同意の得られてない方というのはいらっしゃるのかが1点。

それから、②のところで、この符号については、マイナポータルを通じた申請だとかについては、「手数料を徴収しない」とありますので、これはマイナンバーを使ってやる場合には、そういうことなのかなということで、内容について。

それから、3点目として、こういった電子化、オンライン化を進めるに当たって、リスクはないのかなと思うんですね。情報の漏えいですとか、あるいは不正な利用なんか、そうい

ったことについての対策はあるのかどうかお示してください。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君） 岡村議員の再質疑にお答えをします。

まず、本人からの同意を得られてないものですが、平成6年の戸籍法改正により、全国の市町村が順次、戸籍のコンピューター化を実施しました。その際に、氏名の文字について電子化非対応の漢字を含んでいることから、電子化の同意が得られなかった方については、引き続き紙で管理することとなりました。

犬山市では、平成14年2月に戸籍のコンピューター化を行いましたので、それに合わせて、それらの手続を行いました。

次に、手数料についてなんですけれど、こちらは議員お見込みのとおりで、マイナポータルを通じた申請や、同時に戸籍謄本等を請求する場合は、手数料を徴収しません。

それから、3点目なんですけれど、戸籍謄本等の広域交付に関して、リスクはないかということですが、犬山市だけでなく、日本全国の戸籍が入手できることから、情報漏えいした場合は大きな問題となります。そのため、国と各種の戸籍システムを接続するネットワークは、行政専用のL G W A N回線を利用します。

また、戸籍情報連携システムにおいては、顔認証とパスワードの2要素認証により、個人を特定した上で、操作のログを記録します。

そのほかにもアクセス記録を取得し、保存しており、不正アクセスと推定される挙動を検知した場合、当該アクセスを行ったアカウントの利用を停止するなど、セキュリティが高いものとなっております。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」の声起こる〕

◎議長（柴田浩行君） 質疑なしと認めます。

よって、第1類、第11号議案に対する質疑を終わります。

続いて、第2類、第34号議案及び第41号議案に対する質疑を行います。

ご発言を求めます。

10番 玉置幸哉議員。

◎10番（玉置幸哉君） 10番、玉置幸哉です。第34号議案、令和5年度犬山市一般会計補正予算（第11号）について、2点お尋ねをしたいと思います。全員協議会資料のほうを参照してお願いいたします。

全員協議会資料221ページ、9款2項3目になります。犬山南小学校南舎長寿命化改良工事7億963万2,000円、このことについてまず1点目お尋ねをしたいと思います。内容のところの一番下段のところになります。アスベストを含む建築資材の撤去等を行い、安全性を確保するということですが、この南小学校の改良の今までの議案を、記憶を呼び戻してみますと、南小学校アスベスト工期延長みたいな、すごくそういうような記憶が残っていますので、何回かこのアスベストの除去という話が出てきていると思うんですけども、今

回のこのアスベスト除去、多分3回目ぐらいだと思うんですけども、この部分、どんな工事なのかということをお尋ねしたいと思います。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

長谷川教育部長。

◎教育部長（長谷川 敦君） 玉置議員の質疑にお答えします。

さきの11月議会でお認めいただきました補正予算ですが、これは南舎の長寿命化工事を前倒しで行うということで、まずは南舎の西側部分の道路に面した既存不適格部分の解体工事を先行して行うに当たり、必要な工事費などを計上したものであります。

その解体工事に係るアスベスト対策につきましては、撤去するに当たり、児童がいるエリアと、工事エリアを明確に区分し、アスベストが飛散しないよう、機械は使用せず、水にぬらして、手作業で行うなど、安全対策を徹底するということは、先に畑議員の御質疑にお答えしたとおりであります。

今回の補正予算ですが、今回は解体工事以外の、南舎本体の長寿命化工事に係る工事費となっております。その中でアスベスト対策に係る内容としましては、天井の部材については全て撤去する。廊下や教室の壁には木材を張りつけ、木質化を図るとともに、アスベストを封じ込めるという工事を行うものであります。もちろんこの工事につきましても、アスベストの飛散防止のために、安全対策には徹底して行なってまいります。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 玉置議員。

◎10番（玉置幸哉君） ありがとうございます。2点目です。2点目、全員協議会資料の224ページ、3款2項2目になります。二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金申請等作成支援業務委託料ということで少し長いんですけども、これは前回も契約案件で出てきましたZEB化のことだと思うんですけども、まずその点について、2つお尋ねをしたいと思います。

まず、これ事業としてはどういったものなのかということをお尋ねします。

2点目、なぜこの時期に上程してくるんだというところ。

また、これ補助金申請等々だと思うんですけども、外部委託をしているのは、なぜ、まず3点、お尋ねしたいと思います。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

小幡子ども・子育て監。

◎子ども・子育て監（小幡千尋君） 玉置議員のご質疑にお答えします。

まず、1つ目の委託料の事業内容についてですが、新園建設事業のうち、ZEB化関連事業費、契約額1億4,413万4,477円については、ZEB化に関する補助金の交付申請と、その後、補助金が採択された場合、工事契約後1か月以内に提出が必要となる業務遂行状況報告と、工事完了後の完了実績報告に、必要な書類作成業務を委託するものになります。

2つ目のご質疑の、なぜこの時期に補正予算を計上するのかということにつきましては、環境省等が実施しているZEBの補助事業については、ZEBプランナーというZEB実現に向けたプランニングを実施する事業者の関与が必須となっております。今回のZEB化に

関する補助金申請に限らず、各種補助金申請書の作成は、市職員が行っており、ZEB化に関する補助金申請についても、当初より市職員で設計事務所の支援を受けつつ作成することを考えておりました。

昨年の12月に契約議決をお認めいただき、補助金申請について、工事監理委託事業者である安井建築設計事務所と協議した結果、補助金申請は省エネ計算書、システム概念図の作成など、専門性の高い資料の作成が必要であることが確認できました。

また、補助金の募集期間も約1か月程度と、短期間での申請となることや、補助金申請の精度を高める点からも、市職員ではなく、ZEBプランナーを有する設計事業者に委託する必要があると考えたことから、今回補正予算として計上させていただきました。

3つ目の、なぜ外部に委託するのかということにつきましては、交付申請等に必要な書類として、ZEBを実現するために導入する空調や換気設備ごとの1次エネルギー消費量や削減量、二酸化炭素排出削減量、外壁、天井、窓などによる断熱性や気密性の外皮性能の削減率の計算が必要になります。そのほかにも、ZEBに関する補助金用の図面や導入設備ごとの概念図などが必要になり、書類作成には、ZEBに関する高度な専門知識が必要になるため、外部委託をするものとなります。よろしくお願いします。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 玉置議員。

◎10番（玉置幸哉君） ありがとうございます。今の説明を聞いていて、なかなか難しい申請と、短期間でやらなければいけないのかなということは理解できました。

2つ目です。これは補助金の申請ということなので、取れない場合があると思うんですけども、もしこの補助金申請が通らなくて、補助金がつかなかった場合というのは、どのように考えておられるでしょうか。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

小幡子ども・子育て監。

◎子ども・子育て監（小幡千尋君） 玉置議員のご質疑にお答えします。

仮にZEB関連補助金が採択されなかったとしても、事業は進めてまいります。なぜならば、環境基本計画においてZEB化の推進を掲げ、ゼロカーボンシティを宣言した本市にとっては、その実現に向け、率先して取り組むべき事業と捉えているからです。

なお、補助金が採択されなかった場合の財源は、一般財源で対応することとなります。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 他に質疑はございませんか。

4番 光清 毅議員。

◎4番（光清 毅君） 4番、光清 毅です。私からも、第34号議案、令和5年度犬山市一般会計補正予算（第11号）について、3点質疑します。

まず1点目です。4款1項1目保健衛生費66万円、全員協議会資料ですと209ページ、議案ですと34ページになりますが、訪問看護ステーションにおけるオンライン請求資格確認システムの改修委託料が上がっておりますが、なぜこのタイミングで上がったのか、その内容を含めて質疑いたします。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

高木健康福祉部長。

◎健康福祉部長（高木 衛君） 光清議員の質疑にお答えさせていただきます。

なぜこのタイミングかということなんですけども、全国の訪問看護ステーションにおいて、令和6年6月からレセプトのオンライン請求とオンラインの資格確認が開始されます。また、令和6年12月2日からは保険証の廃止に合わせてオンライン請求、これが義務化されてきます。

対応について、国のほうから事業者向けの説明会が令和5年11月にありまして、そこで仕様が示されました。この示された仕様に従って改修費用が確定したのは令和6年1月ということになっておりますので、今回の補正といったようなことでお願いしてる状況であります。

実際のこのシステムの運用なんですけども、令和6年2月から始まっておりまして、市としましても対応を進めていくために進めているものでございます。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 光清議員。

◎4番（光清 毅君） 再質疑をします。

今説明がありましたが、今後のスケジュールについて再度、再質疑をいたします。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

高木健康福祉部長。

◎健康福祉部長（高木 衛君） 光清議員の再質疑にお答えさせていただきます。

今回の予算のほう、議決をいただいた後に委託契約を締結することになります。当然その後、改修等に移りまして、改修が完了し次第、運用の開始に向けた各種申請等が必要になってきますので、こちらのほうを行っていきます。

6月にレセプトのオンライン請求とオンライン資格確認の開始をする予定となっております。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 光清議員。

◎4番（光清 毅君） 分かりました。それでは、2点目です。4款1項8目新型コロナワクチン接種事業費についてです。

これは4,582万6,000円と大幅な減額になっております。全員協議会資料では218ページ、議案では36ページになりますが、接種業務の委託料や接種受付業務委託料が大きく減額となっておりますが、今年度の特例接種の接種状況について、質疑をいたします。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

高木健康福祉部長。

◎健康福祉部長（高木 衛君） 光清議員の質疑にお答えさせていただきます。

令和5年度の接種事業については、高齢者と基礎疾患の方を対象とした春開始接種、それから初回接種を完了した方を対象にした秋開始接種の2つを実施しております。

春開始接種については令和5年5月8日から9月19日までを期間として、対象者数は2万4,345人の方に対して接種券を発送しています。接種者数としては1万2,521人となっております。

ます。

続きまして、秋開始接種ですね、こちらのほうは令和5年9月20日から令和6年3月31日、今現在も継続中、来月いっぱいということになっておりますが、こちらのほう、接種券の発送は、5万9,129通出しております。種接種者数は、2月18日時点で1万4,214人となっております。

接種者数は接種事業開始に比べると徐々に減少しておりまして、前年度の秋開始接種は、接種者数が3万2,303人となっております、これと比較しますと、今年度の秋開始接種は約半数になっているという状況になっております。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 光清議員。

◎4番（光清 毅君） 状況はよく分かりました。それでは3点目です。3点目は、まず歳入のほうで、18款1項3目に民生費寄附金100万円が上がっております。歳出のほうでは、3款2項2目保育所費60万円、それから、3款2項3目児童センターで35万円、9款4項1目幼稚園費で5万円がそれぞれ充当されておりますが、この寄附の寄附者の意向はどのような意向があるか、そして、その具体的にはどのように使われる予定かを質疑いたします。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

小幡子ども・子育て監。

◎子ども・子育て監（小幡千尋君） 光清議員のご質疑にお答えします。

寄附金100万円は、先月、1月10日に直接現金にてご寄附いただきました。寄附者のご意向は、保育園や児童クラブなどで過ごす子どもたちのために使ってほしい、体を動かすことのできるものを買って使ってほしいということでした。

こうした寄附者の意向に沿った形で、寄附金を財源として、子ども未来課が所管する子ども未来園、児童クラブ、犬山幼稚園に運動遊具関連の物品として、三輪車、平均台、バスケットボールなどを購入するための予算として、3款2項2目保育所費、3目児童センター費、9款4項1目幼稚園費の各科目で歳出予算を計上いたしました。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 他に質疑はございませんか。

12番 岡村千里議員。

◎12番（岡村千里君） 12番の岡村千里です。私からも、第34号議案、令和5年度犬山市一般会計補正予算（第11号）について1件質疑をさせていただきます。

3款2項2目の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金申請等作成支援業務委託料についてです。先ほど玉置議員からも質疑がありましたけれども、私も質疑をさせていただきます。

先ほどのところで、このZEB化に係るものについては、ZEBプランナーという方が必要だということだったんですけれども、いろいろとこの新しいシステムですから、最初からよくお調べになったと思うんですけれども、なぜ最初からこのZEBプランナーというのが必要だということが分からなかったのか、そしていつの時点でそれが分かったのかお示しいただきたい、それが1点目。

それから、2点目として、この補正予算の要求額として572万円が計上されておりますけ

れども、これの根拠をお示してください。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

小幡子ども・子育て監。

◎子ども・子育て監（小幡千尋君） 岡村議員のご質疑にお答えします。

まず、1点目が、ZEBプランナーが必要だということで、なぜ今の時期にということだったんですけれども、先ほども申し上げましたけれども、当初は市の職員でZEBプランナーの支援を受けながら作成する予定でしたけれども、本年1月に建築工事を進めるに当たり、建築工事監理委託事業者よりZEB化補助金申請について再度確認があった際に、改めて当初の補助金募集と実施設計に関する成果品を基に検証した結果、市職員だけでは書類等を作成することが難しいということが判明しましたので、この時期となりました。

2つ目の、572万円の積算根拠になりますけれども、委託業務の積算は2段階で行っております。1段階目が補助金の交付申請に係るものです。2段階目は、補助金が採択された場合に必要となる報告業務で、工事契約後の業務遂行実績状況報告と工事完了後の完了実績報告となります。1段階目の交付申請業務としては143万円、遂行状況報告及び完了実績報告業務としては429万円、合計で572万円となります。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 岡村議員。

◎12番（岡村千里君） どの時点で分かったのかということについては、今年の1月ということなので、前年度から結構取り組まれていた中では、やはり遅かったなということを思います。

再質疑させていただきます。そういった専門的な知識、特に環境についての専門的な知識だと思いますが、そういった知識がある事業者というのはどんな事業者を想定しているのか。

それから、2点目として、この事業者の選定の方法はどのようにされるのか。

3点目として、スケジュールはどのようになっているのかお示してください。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

小幡子ども・子育て監。

◎子ども・子育て監（小幡千尋君） 岡村議員の再質疑にお答えします。

事業者の選定につきましては、地方自治法施行令第167条の2第1項、第2項に基づいて、令和4年10月から令和5年までの期間、実施計画業務を受託した株式会社安井建築設計事務所との随意契約を予定しております。

スケジュールにつきましては、本年度の2次募集はまだ公表されておられませんけれども、例年は2月下旬から3月上旬頃に募集があるため、そこで申請を進めていきたいと考えております。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 他に質疑はございませんか。

15番 久世高裕議員。

◎15番（久世高裕君） 15番、久世高裕です。私からも第34号議案の令和5年度一般会計補正予算（第11号）について1件お尋ねしたいと思います。

ページ数で43ページをお願いします。事業継続支援補助金のマイナス2,150万円についてですけども、当初予算の中では、34件を想定していて、予算額3,700万円で、この補助金そのものと3,400万円という記述が、当時の資料にはあったんですけども、想定とは随分違う数字に減額補正をすることになってしまったということなんですけども、この詳細、理由等についてお示しをいただきたいと思います。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

中村経済環境部長。

◎経済環境部長（中村達司君） ただいまの久世議員の質疑にお答えします。

確かに当初、大変大きな金額を頂きましてありがとうございました。この後、今年度事業を執行していくに当たりまして、制度設計から2年目となるんですけども、今年度はもう具体的な申請数が本当に減っているというようなところですよ。

主な原因としましては、国庫補助金との併用を禁止したこととか、利用者に小規模店舗が増えまして、製造業が減ったことで、申請金額が減少したということを想定しておりまして、この補正の方も、本当にあと残り2件程度の見込みをした上での減額というような形をとらせていただいたということでございます。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） この前の年度は予算額がそこまで多くはなくて、もっと見込まれるから、予算をかなり増やしたという流れだったと思うんです。中小企業診断士や経営コンサルの方の支援を受けて、事業を継続する方のための補助金ということだったんですけども、今の答弁だと、小規模事業者が増えたとか、製造業の申請が減ったということが理由だったんですけども、もともとでもそこをターゲットにしたものではないわけでもね。だから、小規模事業者の方でも、事業を継続していけるようにと、犬山の産業をつくっていく、支えていただくための補助金ということでつくられたと思うんですが、この減額はちょっとショックですので、今の犬山の経済状況がそこまで悪化しているということなのか、もしくは、この補助金を受けるまでもない、調子がよくなっているということなのか、今後の政策の方向性にも関わってくるんで、今、当局としてはどのように考えているかということを再質疑でお尋ねしたいと思います。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

中村経済環境部長。

◎経済環境部長（中村達司君） ただいまの再質疑にお答えをします。

昨年創設した時期も、確かに補正をいただきまして、当初はすごく相談もありまして、これは伸びるぞというようなことで補正もいただいたんですが、結果としましては、途中から辞退をされるような件数も多かったのが事実です。ですから、1年目がすごく増えていて、2年目の今年が落ちたというよりも、1年目も結果としては想定していた、補正を取るまでもなかったというようなのが事実です。

2年目に入りまして、こちらのほうも、特に設備投資だとか、そういうところの補助にしましても、なかなか思うように伸びなかったというのは先ほど申し上げたとおりです。な

ので、決してうちの市の中のそういう小規模事業者が、こういう補助制度が必要がなくてどんどん順調なんだというような分析ではないです。使っていただいて、特に専門家による支援補助だとかはどんどん受けていっていただきたいなと思っておるんですけども、なかなかそこまで話が至ってなかったり、相談をかけてきても途中で辞退をしてしまったりだとかというケースが増えておるので、3年目に関しましては、この後の話になりますけど、また中を見直した上で、しっかりと皆様方にお話を周知しながら、活用に努めていただきたいと、そのように考えております。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 他に質疑はございませんか。

14番 沼 靖子議員。

◎14番（沼 靖子君） 14番、沼 靖子です。私は、犬山市議会第34号議案、一般会計補正予算（第11号）から、2款1項13目ふるさと納税の件について質疑させていただきます。2点質疑させていただきます。

まず、1件目が、全体的に多くの減額が見られたんですが、例えば、ここでホームページをデザインを変えるとか、外部に発信するような見せ方の工夫があったのかということをもまずお伺いしたいことで、まず1件目お伺いします。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

井出経営部長。

◎経営部長（井出修平君） ご質疑にお答えします。

ふるさと納税、以前も一般質問とかもございまして、カタログショッピング的な意味合いが非常に強いというのが現実というのは、今までも説明させていただきました。

見せ方って非常に大事で、おっしゃるとおりでして、結論から申しますと、ポータルサイト、テレビでもCMやっているような、ふるなびであったりとか、そういったものが、もう本当にそこから入ってくるのが多いんです。市としても、そういったところに登録したりとか、あるいはそこに広告を出したりという形で出していまして、そういったものについて市としても今まで予算化しておりますし、今後もそういったものを活用しながら、市の特産品等をPRしていきたいというふうに思ってます。

見せ方については、随時そういった形で検証も必要ですので、これがよかったかどうかということもやりながら、タイミングであるとか、載せ方というのも、工夫しながらやっております。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 沼議員。

◎14番（沼 靖子君） どうしてもふるさとチョイス、ふるなびだと埋もれていってしまう感があるので、またそこは犬山市のホームページを見たときに、ぱっと分かるような見せ方というものも工夫されているといいと思いました。

2点目に移ります。では、支払い方法、こちらの支払い方法についてですが、内示書を見させてもらったら、クレジットカード決済手数料ということで、クレジットカードだけの支払い方法になっておるかどうかについて、質疑させていただきます。

◎議長（柴田浩行君） 暫時休憩いたします。

午前10時34分 休憩

再 開

午前10時35分 開議

◎議長（柴田浩行君） 再開いたします。

答弁を求めます。

井出経営部長。

◎経営部長（井出修平君） ご質疑にお答えします。

おっしゃるとおりクレジットカードが主体です。そのほか最近だとキャッシュレス決済の P a y P a y みたいなもの、中には少数ですが、現金で市の方の歳入に入れるような形もありますが、クレジットカードが主体ということをお伝えします。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 他に質疑はありませんか。

13番 鈴木伸太郎議員。

◎13番（鈴木伸太郎君） 13番、鈴木伸太郎です。第34号議案、令和5年度犬山市一般会計補正予算から1件質疑させていただきます。

議員を目指したきっかけの一つが、通学路の安全対策なんです。議案書の44ページ、45ページをご覧くださいと、7款土木費、2項道路橋梁費で、1目道路維持費の中で、交通安全総点検対策工事請負費が427万円減額になっております。合わせて議案書の8ページ、地方債補正で、要は市債の補正で、通学路安全対策事業、当初は640万円市債を発行するところが、補正で210万円に減額、430万円ぐらい補正で市債の発行、通学路安全対策事業としての発行、要は借金を少なくしてもいいよということなんです。当初見込んだ通学路安全対策の事業ができたのか、それともできなくていいところがあって400万円ほどの減額になったのかをお聞かせください。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

森川都市整備部長。

◎都市整備部長（森川圭二君） 鈴木議員の質疑にお答えします。

交通安全総点検対策として行っております通学路プログラムによる事業につきまして、今年度予定していたものについては全て完了する予定でございます。

◎議長（柴田浩行君） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」の声起る〕

◎議長（柴田浩行君） 質疑なしと認めます。よって、第2類、第34号議案及び第41号議案に対する質疑を終わります。

続いて、第3類、第35号議案から第40号議案までに対する質疑を行います。

ご発言を求めます。

13番 鈴木伸太郎議員。

◎13番（鈴木伸太郎君） 13番、鈴木伸太郎です。第37号議案、犬山市介護保険特別会計補正予算から1件、第39号議案、犬山市水道事業会計補正予算から1件、合わせて2件、質疑させていただきます。

第37号議案ですが、議案書の10、11ページです。2款保険給付費、1項介護サービス費、1目居宅介護サービス等給付費が、補正で4,979万2,000円減額になっております。その下の同じく2款2項1目で介護予防サービス等給付費のほうが、逆にほぼ同額の4,959万8,000円の増額になっています。減額の居宅介護サービス4,979万2,000円と、増額の介護予防サービス等給付費の4,959万8,000円が近似しているんですけれども、ここら辺の関係性を質疑いたします。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

高木健康福祉部長。

◎健康福祉部長（高木 衛君） 鈴木議員のご質疑にお答えさせていただきます。

まず、こちらのほう、居宅介護サービス給付費のほうを減額して、これ項間で組み替えを行ったといったようなことになっております。現在、介護予防サービス費4,900何がしというのが出ておりますが、この金額と、あとその2つ下、次ページぐらいに手数料の補正が19万4,000円上がっております。この合計をしていただくと、この金額と合致してくるというようなことになっております。

なぜこういった事態になったかということになりますと、介護予防サービスの給付費の予算の積算根拠となっているものは、当然計画があります。これが令和3、4、5年度の3か年計画のものをベースに、これは給付費のほうを予算化しておりますが、この計画がコロナ禍前の状況を参照して、ベースに計画が策定されております。当然令和2年度に策定しておりますので、そういったことから、コロナによる影響で、この辺にぶれが出てきたというところで、この差が出てきたといったようなところになっております。

こちらの居宅介護サービス給付費のほう、23億円と巨額ということになっております。その中の執行残を活用しているということになります。ちなみに居宅介護サービスのほうは、大幅に余ったかという、もともとの金額が大きいものですから、執行率としては93から94%あるものですから、こちらのほうも適正には行われているといったようなところでなっておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 鈴木議員。

◎13番（鈴木伸太郎君） 再質疑です。

令和2年度に計画されたということで、これは私よく詳しくは分からないので再質疑させていただきますが、今年度予算を組むときではなく、令和2年度の数字で予算立てしたという理解でよろしいでしょうか。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

高木健康福祉部長。

◎健康福祉部長（高木 衛君） 鈴木議員の再質疑にお答えさせていただきます。

こちらの予算のほう、介護計画のほうをベースに予算のほうを組んでおります。これが令和3年、4年、5年度の3か年計画になっておりますので、そこで、その数字を使って予算をつくっております。この3か年計画のベースになったのが、令和2年度以前の数字をベースに3か年計画をつくられているものですから、こういった差異が生じたといったようなところでご理解いただきたいと思います。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 鈴木議員。

◎13番（鈴木伸太郎君） 了解しました。次、2件目です。

第39号議案、犬山市水道事業会計補正予算で1件ですが、議案書2ページを見ていただきますと、営業収益が補正で89万円減額になっております。一方、営業外収益ということで他会計補助金ということで、これは一般会計から同額の89万円を持ってきて、差し引きゼロにしているというところで、営業収益の89万円の減額を一般会計からの繰入れで補填しているようなところに、帳尻合わせしてるようなところに違和感を感じるんですが、これはどういうことなのか質疑いたします。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

森川都市整備部長。

◎都市整備部長（森川圭二君） 鈴木議員の質疑にお答えさせていただきます。

ご存じのとおり、水道料金の基本料金の無料化を実施しております。8か月間という期間の中で行っておりまして、その財源の補填という形で当初見込んでいた件数より、延べ件数になりますね、同じ方が8か月の4期分になりますので、延べ件数で約560件程度、想定していた件数より多くなったということで、89万円の一般会計から繰り入れていただくという内容となっております。

◎議長（柴田浩行君） 鈴木議員。

◎13番（鈴木伸太郎君） 確認のための再質疑です。

要は、8か月間、コロナ対策等で基本料金を無償にするよという事業で、560件当初よりも契約数が多かった、その分をこの89万円補填、一般会計のほうから持ってきたという理解でよろしいでしょうか。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

森川都市整備部長。

◎都市整備部長（森川圭二君） 鈴木議員のおっしゃるとおりで、先ほども申しましたけれども、延べ件数ですので、同じ方が4期分あれば4件という、全体が560件増えたわけではなく、延べ件数としてご理解いただければと思います。

◎議長（柴田浩行君） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」の声起る〕

◎議長（柴田浩行君） 質疑なしと認めます。

よって、第3類、第35号議案から第40号議案までに対する質疑を終わります。

これをもって議案に対する質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案を配付いたしました議案付託表のとおり、それぞれの

所管の常任委員会に付託いたします。

令和 6 年 2 月 定例議会常任委員会

付 託 議 案 一 覧 表

《総務委員会》

第 1 委員会室

議 案 番 号	件 名
第11号議案 第34号議案	犬山市手数料条例の一部改正について 令和 5 年度犬山市一般会計補正予算（第11号） 第 1 条の第 1 表 歳入歳出予算補正中 歳 入 総務委員会の所管に属する歳入 歳 出 2 款 総務費 8 款 消防費 第 3 条の第 3 表 繰越明許費補正中 2 款 総務費 第 4 条の第 4 表 地方債補正

《民生文教委員会》

第 2 委員会室

議 案 番 号	件 名
第34号議案	令和 5 年度犬山市一般会計補正予算（第11号） 第 1 条の第 1 表 歳入歳出予算補正中 歳 入 民生文教委員会の所管に属する歳入 歳 出 3 款 民生費 4 款 衛生費（1 項保健衛生費） 9 款 教育費 第 2 条の第 2 表 継続費補正 第 3 条の第 3 表 繰越明許費補正中 3 款 民生費 4 款 衛生費（1 項保健衛生費） 9 款 教育費
第35号議案	令和 5 年度犬山市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
第36号議案	令和 5 年度犬山市犬山城費特別会計補正予算（第 4 号）
第37号議案	令和 5 年度犬山市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
第38号議案	令和 5 年度犬山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
第41号議案	令和 5 年度犬山市一般会計補正予算（第12号）

議案番号	件名
第34号議案	令和5年度犬山市一般会計補正予算（第11号） 第1条の第1表 歳入歳出予算補正中 歳入 建設経済委員会の所管に属する歳入 歳出 4款 衛生費（1項保健衛生費を除く） 5款 農林業費 6款 商工費 7款 土木費 第3条の第3表 繰越明許費補正中 4款 衛生費（3項清掃費） 7款 土木費
第39号議案	令和5年度犬山市水道事業会計補正予算（第5号）
第40号議案	令和5年度犬山市下水道事業会計補正予算（第4号）

◎議長（柴田浩行君） 続いて申し上げます。ただいま付託いたしました議案審査のため、これより各委員会が開催されますので、暫時休憩いたします。

午前10時45分 休憩

再 開

午後1時40分 開議

◎議長（柴田浩行君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

各常任委員長に委員会の審査結果報告を求めます。

最初に、鈴木総務委員長。

〔総務委員長 鈴木君登壇〕

◎総務委員長（鈴木伸太郎君） 総務委員会の審査結果を報告書の朗読でかえさせていただきます。

別紙、総務委員会審査結果報告書朗読。

◎議長（柴田浩行君） 総務委員長の報告は終わりました。

続いて、久世民生文教委員長。

〔民生文教委員長 久世君登壇〕

◎民生文教委員長（久世高裕君） 民生文教委員会の審査結果の報告をお手元に配付しました報告書の朗読をもってかえさせていただきます。

別紙、民生文教委員会審査結果報告書朗読。

◎議長（柴田浩行君） 民生文教委員長の報告は終わりました。

続いて、玉置建設経済委員長。

〔建設経済委員長 玉置君登壇〕

◎建設経済委員長（玉置幸哉君） 建設経済委員会の審査結果報告を、書面の朗読をもってこれにかえさせていただきます。

別紙、建設経済委員会審査結果報告書朗読。

◎議長（柴田浩行君） 建設経済委員長の報告は終わりました。

総務委員会審査結果報告書

令和6年2月28日

犬山市議会議長

柴田浩行様

総務委員長

鈴木伸太郎

日 時 令和6年2月28日 午前10時55分から
午前11時37分まで

場 所 第1委員会室

出席委員 令和6年2月28日 5名（全員）

付託議案

第11号議案 犬山市手数料条例の一部改正について

第34号議案 令和5年度犬山市一般会計補正予算（第11号）

第1条の第1表 歳入歳出予算補正中

歳 入 総務委員会の所管に属する歳入

歳 出 2款 総務費

8款 消防費

第3条の第3表 繰越明許費補正中

2款 総務費

第4条の第4表 地方債補正

本日 本会議において、当委員会に付託されました上記議案について慎重審査いたしました結果、第11号議案及び第34号議案については、いずれも全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しましたので、報告いたします。

民生文教委員会審査結果報告書

令和6年2月28日

犬山市議会議長

柴田浩行様

民生文教委員長

久世高裕

日 時 令和6年2月28日 午前10時54分から

午後 1 時21分まで

場 所 第 2 委員会室

出席委員 令和 6 年 2 月28日 6 名（全員）

付託議案

第34号議案 令和 5 年度犬山市一般会計補正予算（第11号）

第 1 条の第 1 表 歳入歳出予算補正中

歳 入 民生文教委員会の所管に属する歳入

歳 出 3 款 民生費

4 款 衛生費（1 項保健衛生費）

9 款 教育費

第 2 条の第 2 表 継続費補正

第 3 条の第 3 表 繰越明許費補正中

3 款 民生費

4 款 衛生費（1 項保健衛生費）

9 款 教育費

第35号議案 令和 5 年度犬山市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）

第36号議案 令和 5 年度犬山市犬山城費特別会計補正予算（第 4 号）

第37号議案 令和 5 年度犬山市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）

第38号議案 令和 5 年度犬山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

第41号議案 令和 5 年度犬山市一般会計補正予算（第12号）

本日 本会議において、当委員会に付託されました上記議案について慎重審査いたしました結果、第34号議案から第38号議案まで及び第41号議案については、いずれも全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しましたので、報告いたします。

建設経済委員会審査結果報告書

令和 6 年 2 月28日

犬山市議会議長

柴 田 浩 行 様

建設経済委員長

玉 置 幸 哉

日 時 令和 6 年 2 月28日 午前10時52分から
午前11時26分まで

場 所 第 3 委員会室

出席委員 令和 6 年 2 月28日 6 名（全員）

付託議案

第34号議案 令和 5 年度犬山市一般会計補正予算（第11号）

第 1 条の第 1 表 歳入歳出予算補正中

歳 入 建設経済委員会の所管に属する歳入
歳 出 4 款 衛生費（1 項保健衛生費を除く）
5 款 農林業費
6 款 商工費
7 款 土木費

第 3 条の第 3 表 繰越明許費補正中
4 款 衛生費（3 項清掃費）
7 款 土木費

第39号議案 令和 5 年度犬山市水道事業会計補正予算（第 5 号）

第40号議案 令和 5 年度犬山市下水道事業会計補正予算（第 4 号）

本日 本会議において、当委員会に付託されました上記議案について慎重審査いたしました結果、第34号議案、第39号議案及び第40号議案については、いずれも全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しましたので、報告いたします。

◎議長（柴田浩行君） 以上で、各常任委員長の報告は終わりました。

これより、各常任委員長に対する質疑を行います。

ご発言を求めます。

〔「なし」の声起こる〕

◎議長（柴田浩行君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

通告による討論はありませんので、討論は省略いたします。

これより採決を行います。

最初に、第11号議案、犬山市手数料条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（柴田浩行君） 異議なしと認めます。よって、第11号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第34号議案、令和 5 年度犬山市一般会計補正予算（第11号）を採決いたします。

本案に対する各委員長の報告は可決であります。本案は各委員長の報告のとおり、これを決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（柴田浩行君） 異議なしと認めます。よって、第34号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第35号議案、令和 5 年度犬山市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（柴田浩行君） 異議なしと認めます。よって、第35号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第36号議案、令和5年度犬山市犬山城費特別会計補正予算（第4号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（柴田浩行君） 異議なしと認めます。よって、第36号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第37号議案、令和5年度犬山市介護保険特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（柴田浩行君） 異議なしと認めます。よって、第37号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第38号議案、令和5年度犬山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（柴田浩行君） 異議なしと認めます。よって、第38号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第39号議案、令和5年度犬山市水道事業会計補正予算（第5号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（柴田浩行君） 異議なしと認めます。よって、第39号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第40号議案、令和5年度犬山市下水道事業会計補正予算（第4号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（柴田浩行君） 異議なしと認めます。よって、第40号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第41号議案、令和5年度犬山市一般会計補正予算（第12号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（柴田浩行君） 異議なしと認めます。よって、第41号議案は原案のとおり可決されました。

◎議長（柴田浩行君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

明日2月29日から3月3日までは議案精読のため休会とし、3月4日午前10時から本会議を再開いたしまして一般質問を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

午後1時51分 散会